

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	23	府省庁名： 国土交通省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 雨水浸透阻害行為に伴い、その対策工事として設置を義務付けられる雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置を2年延長する。 ・ 特例措置の内容 特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）に基づき指定された特定都市河川流域内において法第9条の規定に基づく都道府県知事等の許可を要する雨水浸透阻害行為に伴い、その対策工事により設置される雨水貯留浸透施設に係る償却資産について固定資産税の課税標準を1/2に軽減する。 		
関係条文	地方税法附則第15条第22項、同法施行規則附則第6条第52号		
要望理由	<p>特定都市河川流域では著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあるにもかかわらず、市街地の進展により河道又は洪水調整ダムの整備による浸水被害の防止が困難である。そのため、法第4条に規定する流域水害対策計画に基づき、河川管理者、下水道管理者等の公的主体により、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する雨水貯留浸透施設を整備することで浸水被害の防止を図っているところである。</p> <p>また、特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、公的主体が整備する施設以外に、雨水浸透阻害行為であって雨水の浸透を著しく妨げるおそれのあるものとして政令で定める規模以上のものを行う民間事業者等は、雨水貯留浸透施設を整備することが義務付けられるとともに、施設を埋め立てるなど、その機能を損なう行為を行う場合にも許可を必要とする。当該施設は恒久的に公益的機能を有し、浸水被害の防止に寄与することとなるが、その維持・管理には大きな負担が伴う。そこで民間の維持管理負担を軽減するため、当該固定資産の用途に鑑み、固定資産税の課税標準の特例措置により当該施設に係る税負担を軽減する必要がある。</p>		
減収見込額	(初年度) ー (38百万円)	(平年度) ー (41百万円)	
地方税以外の措置	既存	・ 国税 特定再開発建築物等の割増償却（雨水を貯留し、又は浸透させる構築物及び浸透性舗装）	・ 融資、補助金その他
	22年度の望	・ 国税	・ 融資、補助金その他
過去の要望経緯	平成16年度創設、平成18年度及び平成20年度延長		
本要望に対応する縮減案			